

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和4年度分 (必要に応じて令和5年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 7 月 24 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 23 日
担 当	市民病院 病院財務課 (TEL251-1101)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>未収金のうち、医業収益の過年度未収金は、前年度末と比較して4,524,714円の減であり、令和5年3月末現在で86,802,005円である。</p> <p>また、医業外収益等の過年度未収金は、令和5年3月末現在で1,467,475円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>医業収益については、回収フローの見直しを行った。例えば、発生から弁護士委託への期間を短くし、現年度発生未収金の早期回収となるよう対応した。過年度未収金については、分納もしくは弁護士委託の対応を継続しており、早期回収できるよう対応済みである。</p> <p>医業外収益等について、医業外未収金562,261円については、引き続き督促等により債権回収に努めている。</p> <p>その他未収金905,214円については、これまでに督促等を進めてきたが、本人宛所不明等で未回収となっているため、回収可能性の検討を行い、回収の見込みがないとの判断に至った場合には令和6年度末に債権放棄を行う方針である。</p>
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市病院事業企業会計規程第44条は、主管課長は、事業年度、支出科目、支出金額、債権者名等が適正であるか否か調査し、支出伝票を作成し、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、会計年度任用企業職員パートタイムB1名の令和4年3月分の給料及び通勤手当について、3月11日に勤務していたが、4月15日に支払われていなかったため、5月20日に3月11日分が追加で支払われていた。</p> <p>また、令和4年5月10日に納付した令和4年4月分の特別徴収住民税について、会計年度任用企業職員パートタイムA1名分の納付先を誤っていた。さらに、別の会計年度任用企業職員パートタイムA1名分を本来の税額(22,000円)より少ない税額(11,000円)で徴収し、納付されていた。</p> <p>今後は、岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>パートタイムBへの誤支給については、令和4年9月より、勤怠管理システム(正職員、会計年度任用企業職員も対象)を導入し、全職員の出勤時刻や休暇等の情報のデータ管理が可能になった。各パートタイム職員Bから提出される出勤表の内容を同システムのデータと照合し、ミス防止を図っている。</p> <p>住民税特別徴収の誤徴収については、入力者、確認者2名によるチェック体制を取り、人事給与システムの印刷画面と異動表の照合作業を行う等事務手順を整理した。これによりミス防止を図っている。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和4年度分 (必要に応じて令和5年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 7 月 24 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 23 日
担 当	市民病院 病院財務課 (TEL251-1101)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 適正な事務執行について</p> <p>岐阜市情報公開条例第8条第1項は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に当該請求に対する諾否の決定を行い、速やかに請求者に通知しなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、公文書公開請求者は、①令和3年8月20日(決定期限:令和3年9月3日)及び②令和3年10月27日(決定期限:令和3年11月11日)にそれぞれ公文書を公開するよう請求したが、①については、請求に対する諾否の決定が行われていなかった。②については、請求に対する諾否は決定していたが、決定の通知及び開示することを決定した文書の開示が行われていなかった。</p> <p>今後は、岐阜市情報公開条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>文書受付簿を作成し記載することで、担当者、文書の内容、処理期限等を明確にし、組織的な進捗管理ができるようにした。</p>
<p>(4) 適正なたな卸資産の管理について</p> <p>市民病院は、たな卸資産として、薬剤部は薬品を中央検査部は試薬をそれぞれ管理しており、毎年9月末及び3月末に実地たな卸を行い、その結果を管理者に報告している。</p> <p>令和5年3月31日に実地たな卸を実施した結果、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に多数の過不足が発生していた。</p> <p>今後は、過不足が発生した原因を究明し、再発防止に真摯に取り組み、たな卸資産を適正に管理されたい。</p>	<p>令和5年4月以降、実在庫数とシステム在庫数の差異の原因について、返品入力漏れ等のヒューマンエラーによるもの、システムの仕様や連携によるものなど、考えられるものを洗い出した上で、各原因に対する対応策を検討・実施した結果、令和5年9月末の棚卸において、一定の成果を確認した。</p> <p>その後も対応策の実施・検証を進めるとともに、令和6年1月に更新した物流管理システムについて、新システムが適切に稼働するよう移行したデータの整備やシステム連携の確認・調整を行った上で、令和6年3月22日を起点日として令和6年3月末に棚卸を実施した結果、在庫数の過不足が改善していることを確認した。</p> <p>今後、令和6年9月末の棚卸に向けて、新システムの安定稼働の確保に努めるとともに、棚卸結果の分析と対応策の見直しを反復しながら、適正な資産管理を継続していく。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	上下水道事業部 令和4年度分（必要に応じて令和5年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 7 月 24 日
提出日	令和 6 年 4 月 23 日
担当	上下水道事業部上下水道事業政策課(TEL4032-3113)

指摘事項	措置状況
<p>(1) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 上下水道事業部で所管する4台の車両について、令和4年7月に売却を行い、売却金額（26,400円×4台分 105,600円）を水道事業会計2台分52,800円、下水道事業会計2台分52,800円にて経理処理を行った。しかしながら、令和5年6月29日に実施した監査委員事務局による実地予備監査において、下水道事業会計に収入した1台は水道事業会計の所管であり、水道事業会計に収入すべきであったため、両会計の収益（雑収益）が誤っていたことが判明した。</p>	<p>令和5年度の決算整理にて、水道事業会計及び下水道事業会計の過年度損益修正の経理処理を行うことで是正した。</p> <p>なお、当該案件は、事務手続きにおいて担当職員が書類を誤認したことが経理処理を誤った原因であることから、当該書類に水道事業会計、下水道事業会計が容易に判別できるよう明記する運用に改めた。今後は同様の処理誤りが発生しないよう、適正な処理に努める。</p>
<p>イ 令和4年11月2日に開催した上下水道事業経営審議会について、同審議会委員の報酬及び費用弁償を11月25日に支払ったが、委員1名分の報酬及び費用弁償を、同姓同名の別人へ誤って振り込んだ。</p> <p>今後は、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>当該案件は、委員報酬等の支払先を設定する際、委員の1人と同姓同名の方がいることに気付かず、誤って設定したうえ、支払伝票を作成する際に、支払先の住所の確認を怠り、また、本業務の副担当を決めておらず、チェック体制が不十分であったことが原因である。そのため、副担当を決めチェック体制を強化するとともに、支払先の名前だけでなく住所の確認を徹底することとした。また、他課及び他係の支払伝票作成の際は、誤りがないか確認するため、担当課・係へ回議を行った後、上下水道事業政策課内に回議することを徹底した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 10 月 30 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	財政部 税制課 (TEL 内線2301)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 市税収納率の向上について</p> <p>令和4年度決算において、市税収納率は96.1%で、前年度比0.4ポイント増であった。</p> <p>業務の効率化の推進や人材育成の強化等により、滞納繰越分の早期回収に努めるほか、滞納繰越が生じないよう現年課税分を回収するため、納税コールセンターの運用や納付機会の拡充を図っており、収納率の向上が見られた。</p> <p>しかしながら、令和5年7月末現在の未収金のうち、滞納繰越分は2,289,586,535円であることから、今後とも、現年課税分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するとともに、滞納繰越分の早期回収に努め、税負担の公平性確保及び市税収入の安定確保に向け、更なる収納率の向上を図られたい。</p>	<p>税公金セルフ収納機や預貯金調査業務の電子化等による業務効率化の推進や、専門的な徴収ノウハウのある国税OB職員による人材育成の強化等により、滞納繰越分の早期回収に努めている。</p> <p>また、納税コールセンターからの、現年課税分の滞納者に対する早期自主納付の呼びかけにより、引き続き、滞納繰越の発生抑制を図る。</p>
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、納税課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>備品管理システムに登録されている全ての備品について、現物の所在の確認を行い、廃棄されていた備品について廃棄の手続きを行った。</p> <p>また、現存する備品については、備品シールを含め撮影した写真を一覧化し、所在を明確化した。以降、備品に異動があった際も、同様に対応しており、適切な備品の保管に努めている。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 10 月 30 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	財政部 税制課 (TEL 内線2301)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 個人情報保護の徹底について</p> <p>個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和5年4月から7月までの間に、納税課において通知書等を誤って他人に送付するという事案が2件発生した。</p> <p>今後は、個人情報の保護に関する法律を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、個人情報の取扱いに十分注意し、漏えい防止のために講じた措置を着実に実行されたい。</p>	<p>今回の事例で、書類封入時の体制に不備があることが判明したことから、以下のとおり体制を改め、マニュアルも改訂した。</p> <p>①担当者は送付書類を作成した時点で、送付一覧リストと突き合わせ、送付書類が全て、正しくそろっているか確認した後、送付対象者ごとにセットする。</p> <p>②担当者とチェック職員のそれぞれが単独でチェックしていたことを改め、2人で読み合わせをする。</p> <p>③相談室 (6室) の2室を読み合わせチェック・封入のためのスペースとして使用し、チェック環境を整える。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	議会事務局 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 10 月 30 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 17 日
担 当	議会事務局 議会総務課 (TEL 2404)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。 しかしながら、議事調査課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>物品出納員及び物品取扱員により全ての備品の所在確認を行ったほか、令和6年1月の会計管理者からの通知に基づき再度全ての備品の確認を行った。 引き続き棚卸による所在確認のほか、所定の事務処理に基づき廃棄等を行うなど適正な物品管理に努める。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和5年度分(必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 11 月 15 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 19 日
担 当	環境部 環境政策課(TEL 3426)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>ア し尿処理手数料の収入未済額は、令和4年度末で682,940円である。令和5年8月末現在では、過年度未収金が555,140円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>過年度及び現年度の未収金の早期回収を図るため、衛生手数料収納職員(パートタイム会計年度任用職員)による未納者宅への訪問催告並びに職員による夜間電話催告及び文書催告を引き続き行い未収金の回収に努めている。</p>
<p>イ 産業廃棄物不法投棄弁償金の収入未済額は、令和4年度末で6,635,353,838円である。令和5年8月末現在では、過年度未収金が6,635,050,958円である。</p> <p>また、廃液等撤去処理費用弁償金の収入未済額は、令和4年度末で15,681,900円である。令和5年8月末現在では、過年度未収金が15,521,900円である。</p> <p>未収金の回収に努められたい。</p>	<p>産業廃棄物不法投棄弁償金のうち、行政代執行に係る費用については、調査により判明した債務者が保有する債権を差し押さえ、費用を回収している。</p> <p>現在、調査により判明している債務者の換価可能な不動産等は差し押さえしているが、今後も滞納者の財産調査を継続し、一層の費用回収に努めていく。</p> <p>廃液等撤去処理費用弁償金の債務者は、分割納付により毎月4万円を支払っており、今後も引き続き未収金の回収に努めていく。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 11 月 15 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 19 日
担 当	環境部 環境政策課 (TEL 3426)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条は、契約書を作成しない契約における支払の時期を「相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定している。</p> <p>しかし、令和5年5月23日に購入し、請求された不法投棄監視モニター研修会のお茶の代金4,950円の支払について、契約書を作成しない契約のため、支払時期は令和5年6月6日までであるところ、令和5年7月12日に支払われていた。</p> <p>今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>当該事案発生後、速やかに部全体での「支払確認表」をTeams内に作成し、担当課及び環境政策課双方により確認できる体制を構築して、部全体で適正な財務会計事務執行に努めている。</p> <p>また、当該事案担当者には、会計・契約研修を受講させ、業務について知見を深め、再発防止に努めた。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和5年度分(必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 11 月 15 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 19 日
担 当	環境部 環境政策課(TEL 3426)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 契約事務について</p> <p>岐阜市物品管理規則第13条第2項は、「物品の所用部署において、物品の調達を必要とするときは、契約依頼書により契約課長に依頼しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、低炭素・資源循環課において、令和4年12月23日、環境推進員用ビブスの購入について、契約課へ契約依頼書を提出することなく、業者に発注していた。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>当該事案発生後、課内の契約事務未経験の職員を対象に個別に契約事務について課内で研修を行った。また、契約事務未経験の職員を、契約課・会計課開催の「テーマ別契約・会計事務研修」に出席させ、研修内容を係内で共有した。</p> <p>そのほか、業務マニュアルを見直し、注意事項を追記するなど、適正な契約事務の実施に努めた。</p>
<p>(4) 適正な事務執行について</p> <p>一つの自治会連合会から提出された資源分別回収事業奨励金に係る書類を誤って別の自治会連合会のものとして処理し、令和5年1月17日に両自治会連合会へ振り込んだため、当該自治会連合会に33,680円のところ30,980円と、別の自治会連合会に10,000円のところ12,700円と誤って支払われていた。</p> <p>今後は、同様の事案が起こらないよう奨励金支払業務マニュアルに従い職務を遂行されるよう職員に指導徹底を図られたい。</p>	<p>今回の事案が発生した原因は、資源物回収業者から提出された回収計算書伝票が他の自治会に紛れていたため発生したことから、業者から伝票が提出されたら自治会ごとにホチキス止めをして他自治会に紛れないようにした。</p> <p>また、計算書伝票を集計したデータと、各自治会から提出された資源分別回収事業実施報告書と照合して、地区、実施日、実施団体名、数値に誤りがないか、職員2名でダブルチェックを徹底した。</p> <p>そのほか、奨励金支払業務マニュアルを見直し、上記の注意事項を追記した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	環境部 令和5年度分(必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 11 月 15 日
提出日	令和 6 年 4 月 19 日
担当	環境部 環境政策課(TEL 3426)

指摘事項	措置状況
<p>(5) 事故の防止について 令和5年3月7日、粗大ごみ搬出のため南部自己搬入施設を訪れた利用者が、自家用車から粗大ごみを降ろそうと車外に降りた際、落ちていた画びょうを踏み、靴越しに画びょうが足の裏に刺さる事故が発生した。 今後は、同様の事案が起こらないよう安全管理を徹底されたい。</p>	<p>当該事案発生後、南部自己搬入施設をはじめ、各自己搬入施設において、市民が搬入を終える度に床を確認するなどの内容を含めた作業マニュアルを作成して、再発防止及び安全管理を徹底するよう努めた。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	ぎふ魅力づくり推進部 令和5年度分(必要に応じて令和4年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 11 月 22 日
提出日	令和 6 年 4 月 25 日
担当	ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL内線3023)

指摘事項	措置状況
<p>(1) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項は、「月額をもって定める報酬は毎月これを支給し、年額をもって定める報酬は毎年3月これを支給する。」と規定している。</p> <p>しかしながら、年額をもって定める令和4年度岐阜市スポーツ推進委員報酬について、令和5年3月末までに支払うべきところ、令和5年4月6日に支払われていた。</p> <p>また、支払遅延に係る遅延損害金(341円)が4月28日に支払われていた。</p>	<p>定期的な支払いについてまとめた管理表(執行管理表)をぎふ魅力づくり推進政策課と市民スポーツ課が共有し、支出負担行為書の起案や支払い期限、支払い完了などを確認することとした。</p> <p>また、業務をタスク管理するようにし、支払い業務については、支出負担行為書や支出命令書の起票等のタスクを登録するように改善した。係長は執行管理表や各係員のタスクで進捗管理し、遅延が発生しないよう声かけを徹底することとした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	ぎふ魅力づくり推進部 令和5年度分(必要に応じて令和4年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 11 月 22 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL内線3023)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき又は請求のあったとき」、また、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は、「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和5年5月2日付けで契約が締結された「大阪・お城フェス2023」出展料は、令和5年7月21日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。</p> <p>また、令和5年4月1日付けで交付決定された「令和5年度岐阜祭事業補助金」、「令和5年度原三溪頭彰事業補助金」、「令和5年度手力雄神社火祭り事業補助金」は、それぞれ令和5年6月7日、令和5年6月8日、令和5年6月20日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。</p> <p>今後は、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び岐阜市予算規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>観光コンベンション課の業務については、執行管理表をぎふ魅力づくり推進政策課と観光コンベンション課が共有し、支出負担行為書の起案や支払い期限、支払い完了などを確認することとした。</p> <p>文化財保護課の補助事業については、交付決定決裁の起案時に、起案者が財務システム処理依頼表に補助事業名等を入力して、ぎふ魅力づくり推進政策課と共有することで、進捗管理をするよう徹底した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	ぎふ魅力づくり推進部 令和5年度分(必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 11 月 22 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL内線3023)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 適正な事務執行について</p> <p>岐阜市観覧船に関する条例第4条第1項は「市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乗船の承認を取り消すことができる。」、同項第1号は「この条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき又は市の職員の指示に従わないとき。」と規定している。また、同条例施行規則第3条は、「申込者は、前条第2項の通知を受けたときは、乗船前までに乗船料を市長に納入しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和4年7月20日の乗船前までに乗船料が納入されていないにもかかわらず、承認を取り消すことなく乗船させていた。</p> <p>今後は、岐阜市観覧船に関する条例及び同条例施行規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和6年3月から新たな予約管理システムを導入し、インターネット予約による事前決済に変更した。また、鶺鴒観覧船事務所窓口での予約に関しては、乗船料の納入をもって予約完了とし、乗船前までに乗船料が納入される体制に変更した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働推進部 令和5年度分(必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	市民協働推進部 市民協働推進政策課(TEL 3301)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>現在は回収業務のみとなっている住宅建築資金の貸付金に係る市民協働推進費貸付金元利収入の収入未済額は、令和4年度末で5,907,960円である。令和5年10月末現在では、過年度未収金が5,745,960円である。</p> <p>今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>過年度未収金2件のうち1件は、連帯保証人に毎月納付書を送付するとともに電話催告をし、未収金の回収に努めている。</p> <p>もう1件についても、電話催告とともに臨戸徴収をし未収金の回収に努めている。</p>
<p>(2) 事故の防止について</p> <p>令和5年10月19日に、中央図書館内において、自動貸出機設置デスク下の側板が落下し、利用者が怪我をする事故が発生した。</p> <p>同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した自動貸出機のデスクの側板だけでなく、インターネット席等、内側の金具に差し込む構造の側板について、外側から板の四隅に取り外し可能なねじを取りつけ、内側の金具と外側からのねじ留めの二重で固定する補修を行った。 ・中央図書館の毎日の開館準備、閉館後清掃の際、施設設備の目視による点検に加え、手触点検による点検も行い、危険箇所を発見した場合は、即修繕等の対応を行うよう徹底した。 ・今まで年に1回行っていた分館、各図書室の施設点検を令和6年度から毎月巡回し実施することとした。施設点検の中で同様に危険箇所を発見した場合は即修繕等の対応をし、今後、利用者がけが等の事故に遭うことがないようにする。 ・司書などスタッフが普段から利用者の異常などに注意を払い安全に配慮し、何かあれば上席に速やかに報告し対応することを徹底するため改めて課内周知した。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民協働推進部 令和5年度分（必要に応じて令和4年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 1 月 26 日
提出日	令和 6 年 4 月 25 日
担当	市民協働推進部 市民協働推進政策課 (TEL 3301)

指摘事項	措置状況
<p>(3) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、市民協働推進政策課、市民活動交流センター及び人権啓発センターが備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>(市民協働推進政策課)</p> <p>備品廃棄の手続き方法及び物品管理規則の遵守について課内研修を行い、適正な財務会計事務の執行に努めるよう徹底した。</p> <p>なお、手続きが漏れていた備品の廃棄については、令和5年11月17日に手続きを完了した。</p> <p>(市民活動交流センター)</p> <p>廃棄手続きが行われていなかった理由が担当者の失念であったため、物品の廃棄手続きの方法について課内で周知するとともに、今後は岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な事務執行に努めるよう徹底していく。</p> <p>なお、手続きがなされていなかった備品については、令和5年12月6日に廃棄手続きが完了した。</p> <p>(人権啓発センター)</p> <p>備品を廃棄する際には、備品管理システムの記録を確認し、廃棄手続を行った後、廃棄するよう岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な会計事務に努める。</p> <p>なお、手続きが漏れていた備品の廃棄については、令和5年12月12日に手続きを完了した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	基盤整備部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	基盤整備部 基盤整備政策課(TEL 3604)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>道路占用料の過年度未収金は、令和4年度末で86,505円である。令和5年10月末現在では63,565円である。</p> <p>水路占用料の過年度未収金は、令和4年度末で629,427円である。令和5年10月末現在では598,403円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>未収金については、週単位で納期限を管理し、未納者に対する電話催告と督促を行うと同時に、段階的に色付き封筒による文書催告を実施することで回収に努めており、その結果、収納率は、道路占用料については99.9%、水路占用料については98.3%となった。</p> <p>引き続き、電話催告や臨戸訪問により、未収金の発生を一層抑制するよう努める。</p>
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、土木管理課、土木調査課及び道路建設課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。</p>	<p>備品廃棄手続が行われていなかった備品（土木監理課：一般事務椅子、土木調査課：カメラ、道路建設課：引き違い保管庫）について、令和5年11月に手続を行った。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則及び物品管理マニュアルの確認を徹底し、備品を廃棄する前に廃棄手続を行う。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	基盤整備部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 1 月 26 日
提出日	令和 6 年 4 月 25 日
担当	基盤整備部 基盤整備政策課(TEL 3604)

指摘事項	措置状況
<p>イ 河川課の水路維持管理業務の一部において、平成28年度実施分から令和3年度実施分にかけて合計238件(61,362,320円)の支払遅延が判明した。当該支払遅延に伴い、次年度の単価を適用したことにより6件(2,264円)の過払い及び1件(42円)の支払不足が判明するとともに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、遅延利息1,005,200円が支払われていた。</p> <p>その後、支払った遅延利息の算定誤りにより、40,300円と4,800円の過払い及び100円の支払不足が判明し、最終的な遅延利息の支払額は960,200円であった。</p> <p>このほか、3件(139,640円)の二重払いが判明した。</p>	<p>適正な事務執行の確保に向けた取り組みとして、維持管理業務の事案判明後から、事務処理に複数人が関与するよう業務フローを見直し、台帳のリニューアル及び定期点検の実施により適正な事務が執行されているか確認するほか、処理状況のチェックも課員全員で相互に行っている。</p> <p>加えて、事案が風化することのないよう統一の業務手順として「水路・施設維持管理業務マニュアル」を整備するとともに、発注履歴の改ざんや処理の停滞など不適正な事務執行を防止する機能や、予算管理支援機能を備えた「業務進捗管理システム」の試行運用を基盤整備部において開始した。同システムの不適正な事務執行のリスクを排除する機能等により、支出負担行為書兼支出命令書を活用した支払処理の導入による職員や業者に対する事務負担の軽減と、適正な事務執行の両立が可能となった。</p> <p>また、課内においてコミュニケーションをとり、風通しの良い雰囲気、互いに助け合える環境となるよう努めている。</p> <p>今後も引き続き、適正な事務執行の確保に努める。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	基盤整備部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 1 月 26 日
提出日	令和 6 年 4 月 25 日
担当	基盤整備部 基盤整備政策課(TEL 3604)

指摘事項	措置状況
<p>ウ 道路維持課の道路維持管理業務の一部において、令和3年度実施分から令和4年度実施分にかけて合計241件(62,301,038円)の支払遅延が判明した。当該支払遅延に伴い、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、遅延利息128,300円が支払われていた。</p> <p>その後、支払った遅延利息の算定誤りにより、1,200円の過払いが判明し、最終的な遅延利息の支払額は127,100円であった。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則を遵守するとともに、組織体制及び事務手続の見直しなどを実施することで、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>適正な事務執行の確保に向けた取り組みとして、維持管理業務の事案判明後から、事務処理に複数人が関与するよう業務フローを見直し、事務の属人化や独自解釈を防止するため修繕等に係る対応基準を明確化するなどの対策を行った。係長や課長が日々の業務や予算の執行状況を把握するチェック体制を強化するなど適正な事務執行の確保に努めている。</p> <p>加えて、事案が風化することのないよう統一の業務手順として「道路維持管理業務マニュアル」を整備するとともに、発注履歴の改ざんや処理の停滞などの不適正な事務執行を防止する機能や、予算管理支援機能を備えた「業務進捗管理システム」の試行運用を基盤整備部において開始した。同システムの不適正な事務執行のリスクを排除する機能等により、支出負担行為書兼支出命令書を活用した支払処理の導入による職員や業者に対する事務負担の軽減と、適正な事務執行の両立が可能となった。</p> <p>また、課内においてコミュニケーションをとり、風通しの良い雰囲気、互いに助け合える環境となるよう努めている。</p> <p>今後も引き続き、適正な事務執行の確保に努める。</p>
<p>(3) 交通事故の防止について</p> <p>令和4年4月から令和5年10月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。</p> <p>後退時の安全確認の励行について指導されたい。</p>	<p>再発防止に向けた取り組みとして、令和5年4月開催の交通安全研修の資料を熟読することで、交通事故の防止について改めて課内に周知を図った。</p> <p>加えて、朝礼での課内研修実施のほか、年末年始や新年度に際して再度、安全運転への注意喚起を実施した。</p> <p>また、駐車に伴う車両後退の際は、運転手が必ず目視による後方確認を、同乗者が必ず降車して運転手を誘導するよう徹底することで、再発防止に努める。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	基盤整備部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	基盤整備部 基盤整備政策課(TEL 3604)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 交通事故後の対応について</p> <p>道路交通法第72条第1項は、交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者は、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和5年9月22日に発生した交通事故について、事故当時、車に衝撃があったことは認識していたものの詳細な状況を確認することなく、警察署に報告することを怠り、9月25日、警察署から報告義務違反により対面で注意を受けていた。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないよう、交通事故を防止することはもとより、交通事故後の対応について指導されたい。</p>	<p>再発防止に向けた取り組みとして、当事者が交通安全研修に参加し、交通法規の順守と安全運転の徹底について学ぶとともに、課内にて事故要因を共有し、事故の再発防止について課内研修を実施し、周知徹底を行った。</p> <p>特に、道路交通法第72条第1項の規定における「交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者は、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない」旨について周知徹底した。</p> <p>また、乗車前の車両点検は入念に行うこと、狭隘道路の通行や自動車が後進する際等には、同乗者が降車し周囲の安全確認と誘導を行うことを徹底するとともに、車内に、後退時には同乗者は降車して誘導するよう促すステッカーを貼付け、再発防止を図った。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 2 月 21 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	子ども未来 部 子ども政策 課 (TEL 3812)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>保育所運営費負担金及び公立教育・保育施設使用料の過年度未収金は、令和4年度末で5,746,930円である。令和5年11月末現在では4,103,550円である。</p> <p>また、令和5年11月末現在の過年度未収金として、児童扶養手当返還金は17,280,190円、児童手当(子ども手当)返還金は1,156,000円、高等技能訓練促進費返還金は142,000円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>(保育所運営費負担金及び公立教育・保育施設使用)</p> <p>引き続き、未納のある保護者への納付指導や催告、訪問徴収等を実施し、未収金の早期回収に努める。</p> <p>(児童扶養手当等)</p> <p>児童扶養手当返還金、児童手当(子ども手当)返還金については、複数年遡及して資格喪失をした場合など返還額が多い場合には、返済能力に応じた分割納付の提案を行い、分割納付の納期限を過ぎても納付確認ができないものについては督促するなどして、現年度未収金の早期回収に努めている。</p> <p>(高等技能)</p> <p>高等技能訓練促進費返還金については市外転出した債務者の居所を転出先自治体に照会をかけるなど調査を行い、居所が判明次第、速やかに督促状を送付。応じない場合は臨戸訪問を実施し、未収金の回収に努めている。また、新たな滞納繰越が生じないように、納期限後の督促などで現年度分の早期回収にも努めている。</p>
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>令和5年12月改正(施行は令和6年1月)前の岐阜市予算規則第13条第1項(改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定)は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、日本放送協会 放送受信料(令和5年6月～令和6年3月分)について、令和5年5月1日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和5年8月24日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。</p>	<p>令和5年度については年度途中オープンによる各課処理のため、支出負担行為書に関する認識の誤りにより処理が遅れたが、令和6年度については管財課によりNHK受信料については全庁的な取りまとめが行われており、その指示のもと同一の処理方法で行っている。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 2 月 21 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	子ども未来 部 子ども政策 課 (TEL 3812)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和4年4月よりパートタイム会計年度任用職員Bの報酬単価が890円から920円に変更していたが、令和4年5月分の報酬支払に関し、前年度の単価で計算し、令和4年6月15日にパートタイム会計年度任用職員B(6人)に対し誤って支払われていた。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>報酬単価等年度初めのみ確認を行っていた項目についても毎月確認を行うようマニュアルを改訂し、出勤表作成時に作成者を含め3名で確認、支出負担行為兼支出命令書作成時に4名で確認を行い、適正な財務会計事務の執行に努めている。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 2 月 21 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	子ども未来 部 子ども政策 課 (TEL 3812)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 契約事務について</p> <p>岐阜市物品管理規則第13条第2項は、「物品の所用部署において、物品の調達を必要とするときは、契約依頼書により契約課長に依頼しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、子ども支援課において、令和4年11月11日にブラ窓封筒の作成について、契約課へ契約依頼書を提出することなく、業者に発注していた。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>事務マニュアル整備、課内研修、政策課から部内へ啓発及び注意喚起の通知発出を実施した。当該事案以降は同様の事務誤りは発生していない。</p>
<p>(4) 適正な事務執行について</p> <p>ア 児童手当の支払いに係る口座変更届が一受給者から提出され、当該受給者の口座を変更すべきところ、誤って同姓同名の別の受給者の口座を当該受給の新しい口座に変更したため、令和4年6月15日に当該受給者の児童手当60,000円は口座変更されていない旧口座に振り込まれ、また、別の受給者の児童手当70,000円は当該受給者の新口座に振り込まれていた。</p>	<p>事務マニュアル整備、検索手順の周知・徹底、書類に入力確認用のチェックボックスを設けてチェック漏れを防止した。当該事案以降は同様の事務誤りは発生していない。</p>
<p>イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (上半期2名分 384,000円) について、令和5年4月21日、24日に貸付者2名より現況届が子ども支援課へ提出され、4月25日に子ども政策課へ支払依頼の決裁が持ち込まれたが、子ども政策課は決裁が持ち込まれたという認識はなく、子ども支援課による下半期分の支払の準備のための確認の中で9月8日に支払漏れが判明し、9月12日に支払われていた。</p> <p>今後は、同様の事案が起こらないよう事務処理マニュアルに従い職務を遂行されるよう職員に指導徹底を図られたい。</p>	<p>子ども支援課 (業務担当課) と子ども政策課 (支払担当課) の書類の受渡しの確認の徹底、業務担当課と支払担当課の双方での進捗管理を図るため、業務担当課の支払い依頼の書類に、支払担当課で処理が完了したら押印をして確認をするシートを作成、また業務担当課での持ち込み書類に関する管理台帳を作成するとともに、双方で確認する進捗管理表を作成している。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	子ども未来部 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 2 月 21 日
提出日	令和 6 年 4 月 25 日
担当	子ども未来 部 子ども政策 課 (TEL 3812)

指摘事項	措置状況
<p>(5) 個人情報保護の徹底について</p> <p>個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和5年9月、市が公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団に指定管理を委託しているドリームシアター岐阜の職員が複数人に電子メールを一斉送信する際、当該複数人がメールアドレスを相互に見ることができる状態で送信した事案が生じた。</p> <p>今後は、同様な事案が起らないよう、指定管理者に対し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の取扱いに十分注意するよう指導徹底を図りたい。</p>	<p>指定管理者に対し、今回の件の再発防止策の徹底のため、メール誤送信防止ツールの導入及び個人情報の取り扱いに慎重を期するよう改めて指導した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 2 月 21 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	教育委員会 教育政策課 (TEL058-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 適正な財務会計事務の執行について ア 令和5年12月改正 (施行は令和6年1月) 前の岐阜市予算規則第13条第1項 (改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定) は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、需用費及び役務費の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。 しかしながら、教育政策課において、令和5年4月21日付けで契約が締結された藍川中食器洗浄機修繕料は令和5年6月28日に至るまで、令和5年5月26日付けで契約が締結された加納西小教育指導用知能検査用紙購入費は令和5年8月1日に至るまで、学校安全支援課において、令和5年6月27日付けで契約が締結された常磐小学校ミスト水質検査に係る手数料は令和5年11月8日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が起案されていなかった。</p>	<p>学校配当予算にかかる支払い事務手順を令和5年12月に改正し、令和6年1月4日見積書受理分より教育政策課での支出負担行為書作成及び教育政策課長決裁後に業者へ発注するようにした。なお、令和5年9月開催の教頭会や令和5年7月開催の事務職員研修会等で改正案について説明し、周知を行った。(教育政策課)</p> <p>ミスト水質検査は令和6年度から飲料水検査とともに業務委託することとし、各学校で見積取及び発注することがないようにした。(学校安全支援課)</p>
<p>イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。 しかしながら、教育政策課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄しているものがあつた。</p>	<p>当該備品については、岐阜市物品管理規則第21条に定める廃棄手続きを行った。また、令和6年3月に教育政策課職員に対して適正な手続きについて口頭により周知した。</p>
<p>ウ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。 しかしながら、以下の支払誤りがあつた。 (ア) 同一業務に対し、小学校と学校給食課においてそれぞれ請求書を受領し、教育政策課において異なる支出科目による支払手続が行われたため、請求金額13,200円が二重に支払われていた。</p>	<p>本件は、業者へ発注する前に支出負担行為が行われておれば、二重払いを防ぐことができたため、学校配当予算に係る支払事務手順を改正し、教育政策課での支出負担行為書作成及び教育政策課長決裁後に業者へ発注するようにした。(教育政策課)</p> <p>1月4日実施の栄養教諭・学校栄養職員・調理員研修会及び2月15日実施の説明会での事例共有と再発防止策の周知徹底を行い、学校事務職員、栄養教諭、学校栄養職員、調理員との情報共有を指示した。また、「物品購入・修繕要望の手引」に説明文及び今回の事例を追記して再発防止策を講じ、令和6年3月に小中学校、幼稚園、特別支援学校へ配布した。(学校給食課)</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	教育委員会 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 2 月 21 日
提出日	令和 6 年 4 月 25 日
担当	教育委員会 教育政策課 (TEL058-214-3571)

指摘事項	措置状況
(イ) 不登校により学校給食費を徴収しない保護者に対して、就学援助費のうち学校給食費11,316円が誤って支給されていた。	市内すべての小中学校において、学校事務職員のほか、食数を管理する栄養教諭等と長期欠席者を管理する教育相談担当等とが、学校給食費の徴収状況を相互に確認するよう、チェック体制を強化した。
エ 岐阜市会計規則第32条第1項は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であること等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。 しかしながら、放課後児童クラブ実費負担額について、納入義務が発生していないにもかかわらず、調定していたものがあった。 今後は、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	本件は、年度当初の申込辞退者について、社会・青少年教育課と児童クラブ間の情報連携不足により発生したものである。 そのため、令和6年度利用決定分より、当課から各クラブに送付した「放課後児童クラブ利用者一覧」の内容を各クラブにおいてチェックした後、当課へ返却する運用とし、クラブ側でのチェックの徹底及び課とクラブ間の情報連携漏れを防止することで、誤徴収の防止を図ることとした。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 6 年 2 月 21 日
提 出 日	令和 6 年 4 月 25 日
担 当	教育委員会 教育政策課 (TEL058-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 適正な事務執行について</p> <p>公立学校施設管理マニュアルは、「漏水は目視でわかる場合だけでなく、晴天時にアスファルトに水たまりができた、水道料金の異常から発覚したりする場合があります。必要に応じて漏水調査を行ったり、施設図面より埋設配管の径を確認したりする必要がある。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和2年9月24日に上下水道事業部は、加納中学校における使用水量が前年同月比で2倍になっていると教育政策課へ連絡し、また、11月6日に加納中学校は教育施設課へ連絡しており、教育施設課で原因を検討したところ、目視で分かる漏水箇所はなく、校庭に設置した消防用の耐震性貯水槽の影響が考えられたことから、11月10日に様子見することとしたが、その後、使用水量が下がることはなく、漏水調査等の実効的な対応をしていなかった(なお、教育委員会は、上下水道事業部からの連絡並びに教育政策課及び教育施設課間の連絡の記録は残していない)。</p> <p>さらにその後、令和5年5月11日の使用水量が前年の10倍になっていると連絡を受け、5月20日に漏水修理が完了した。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないよう、漏水等への対応状況の管理を徹底するとともに、公立学校施設管理マニュアルを遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和5年12月から水道料金や使用量データを、過去のデータと比較して異常値がないかを確認し、教育施設課に情報を報告している。</p> <p>また、水道料金センターからの漏水の連絡を受けた際は、速やかに教育施設課と情報共有を図り、対応が完了するまで進捗管理を徹底することとした。(教育政策課)</p> <p>令和5年12月から教育政策課の作成したファイルを共有し、前月比、前年同月比などの増減額・増減率を算出して、著しい乖離がないかを複数職員でチェックしている。</p> <p>対応状況の履歴を残し、定期的に状況確認したうえで、必要に応じて適切に漏水調査や修繕を実施している。</p> <p>また、学校からの他の修繕要望についても、対応が完了するまで進捗管理を徹底している。(教育施設課)</p>
<p>(3) 公印の使用について</p> <p>岐阜市教育委員会公印規則第11条第1項は、公印を使用しようとするときは、押印すべき文書及び決裁文書その他必要な文書を提示して、公印保管責任者(学校長)の承認を受けなければならない旨規定している。また、同規則第12条は、公印保管責任者は、公印使用簿を備え、公印を使用しようとする者に必要事項を記載させる旨規定している。</p> <p>しかしながら、鏡島小学校において、公印使用簿が備えられておらず、公印使用に際しての公印保管責任者の承認について確認できない期間があった。</p> <p>今後は、岐阜市教育委員会公印規則を遵守し、公印の適正な使用について指導されたい。</p>	<p>小・中学校長、特別支援学校長及び幼稚園長あて、令和5年11月16日に通知を發出し、改めて公印使用時の手続きについて、周知徹底し、適正な使用について指導を行った。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	教育委員会 令和5年度分(必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 2 月 21 日
提出日	令和 6 年 4 月 25 日
担当	教育委員会 教育政策課(TEL058-214-3571)

指摘事項	措置状況
<p>(4) 会計年度任用職員に関する事務について</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項は、任命権者は、職員が小学校就学の始期に達しない子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、これを承認することができる旨規定している。</p> <p>また、職員の育児休業等に関する条例第21条第3項は、非常勤職員に対する部分休業の承認については、当該非常勤職員が1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行う旨規定している。</p> <p>しかしながら、学校給食課のパートタイム会計年度任用職員A 学校栄養1人について、1日の勤務時間6時間45分から5時間45分を減じた時間である1時間を超えない範囲内で部分休業の承認が行われるべきところ、令和3年度においては2時間、令和4年度においては本事案が発覚するまでの間1時間30分の部分休業の承認が行われていた。</p> <p>今後は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>部分休業承認請求書の内容が取得可能な時間数、時間帯となっているのか、条例等の根拠資料・仕事と子育てハンドブック・諸手当の手引き・人事制度マニュアル等を参照し、複数名で確認作業を実施することとした。また、令和4年8月に1日につき取得可能な部分休業時間数について、会計年度任用職員へ周知した。</p>
<p>(5) 事故の防止について</p> <p>令和5年5月18日に鶴小学校敷地内、8月21日に厚見小学校敷地内、8月29日に藍川東中学校敷地内において、除草作業中に飛び石が発生し、駐車場に駐車してあった車両に対する物損事故が発生した。</p> <p>飛び石による物損事故については、令和元年度及び3年度の定期監査においても同様の指摘をしている。草刈作業手順マニュアルの遵守、作業前の安全確認や防護対策の措置について万全を期し、安全管理を徹底されたい。</p>	<p>令和5年11月16日に全校務員に対して研修を開催し、草刈作業手順マニュアルの遵守について注意喚起を行うとともに、作業前の安全確認や草刈り機の取扱い等について実地研修を実施した。</p> <p>また、令和6年1月30日までに、飛散防止フェンスを全学校へ配備し、防護対策の措置を行った。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	教育委員会 令和5年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 6 年 2 月 21 日
提出日	令和 6 年 4 月 25 日
担当	教育委員会 教育政策課(TEL058-214-3571)

指摘事項	措置状況
<p>(6) 個人情報保護の徹底について 個人情報の保護に関する法律第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。 また、岐阜市学校情報セキュリティ対策基準に沿って規定する、学校情報外部記憶媒体管理運用手順書は、外部記憶媒体の管理運用方法について規定している。 しかしながら、明郷小学校で、令和5年9月14日に実施した野外学習の様子を撮影した映像を記録したデジタルビデオカメラ1台が紛失した。当該デジタルビデオカメラには、5年生児童46名の野外学習のキャンプファイヤー時の様子を撮影した約70分間の映像が本体に記録されていた。 今後は、個人情報の保護に関する法律及び学校情報外部記憶媒体管理運用手順書を遵守し、適正な管理に努められたい。</p>	<p>R5.12.5に臨時校長会を開催し、個人情報の保護および「外部記憶媒体の運用管理規定」の遵守徹底を周知した。</p> <p>また、学校指導課が「外部記憶媒体の運用管理規定」に沿ったチェックシートを作成し、R5.12.6に全校に配布した。 各学校は校長の管理の下、このチェックシートに基づく点検を実施してR5.12.14までに学校指導課に報告した。報告内容については、学校指導課にて確認した。</p> <p>加えて、事案発生の一定期間経過後、学校指導課が該当校に行き、現場の外部記憶媒体の運用状況について点検を実施し、適正に運用されていることを確認した。</p>